

令和6年度当初予算枠 要望調査対象事業一覧

みどりの食料システム戦略**推進**交付金交付等要綱（令和6年3月19日現在暫定版、以下「推進交付等要綱」という。）に定める事業のうち、以下のもの。

- (1) **推進体制整備**【推進交付等要綱別記1】
- (2) グリーンな栽培体系への転換サポートのうち「**スマート農業技術に対応するための生産方式変革**」の検証を併せて行うもの
【推進交付等要綱別記4】
- (3) **地域循環型エネルギーシステム構築**【推進交付等要綱別記6】
- (4) 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策のうち**バイオマス地産地消の推進の「(5) バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証**」【推進交付等要綱別記7】

(1) 推進体制整備

【支援内容】

ア みどりの食料システム基本計画の策定等

通称「みどりの食料システム法」に基づく基本計画の
作定又は見直し、**特定区域の設定**等に向けた検討や、効果
検証の取組、関係者の理解醸成のための情報発信等を支援

イ 有機農業指導員等の育成・確保

有機農業やグリーンな栽培体系、スマート農業等に係る
取組の指導体制を整備するため、各取組の指導・助言を
行う人材の育成等を支援

(1) 推進体制整備

◎ 「特定区域」とは

地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組みを促進するモデル地区で、県基本計画に位置付けられた地域。

◎ 「有機農業指導員等」とは

- (1) 有機JAS制度の知識を習得するために、有機 JAS 検査員向け養成研修等を受講した者や、熟練有機農業者など現場の実践を通じ知識・経験を有する者で、有機農業の栽培技術や有機JAS制度等について指導・助言を行う者
- (2) 関係法令に基づく専門指導員のほか、専門技術研修等を受講し、取組に必要な知識や技術を有し、グリーンな栽培体系等に取り組む農業者等への指導・助言、普及に向けた指導活動を行う者

(1) 推進体制整備

【事業実施主体】 市町村または県

【補助率】 **定額** ※上限3,500千円

【成果目標】

事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定
指導員を育成する場合は、育成人数

【申請の流れ】 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

(1) 推進体制整備

【申請書類】

- 調査様式 1
- 事業実施計画書（別紙様式第 1 号）
- （みどりの食料システム基本計画の策定等）別紙様式第 1 号別添 1
- （有機農業指導員等の育成・確保）別紙様式1号別添 2
- 別添 2 - 1 または 2 - 3
- 経費の根拠資料
（見積書、カタログ、単価が記載された会計規約 等）
- 別紙様式第10号

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート 「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

【目的】

「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る

「グリーンな栽培体系」

= 「環境にやさしい栽培技術」と

「省力化に資する技術」を組み合わせた栽培体系

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート 「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

【環境にやさしい栽培技術】

★化学農薬の使用量の低減

★化学肥料の使用量の低減

- ・有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討
- ・水田からのメタンの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用
- ・石油由来資材からの転換
- ・プラスチック被覆肥料の被膜殻対策

★【新】省資源化（耐用年数の長い農業資材への切替え等）

★の取組みは、価格高騰対策の一環として
一定数が優先採択されます

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート
「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

【改】 【事業実施主体】

(1) 協議会 ※赤字は必須構成員

(構成員：県（普及組織）または農業協同組合（営農指導事業担当）、
農業者、農薬メーカー、肥料メーカー、農機メーカー、
市町村、実需者 等)

(2) 市町村

※都道府県（普及組織）または農業協同組合（営農指導事業担当）の
参加必須

(3) 農業協同組合

※ (1) ~ (3) いずれの場合も、農業者の参加必須

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート 「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

【支援内容】

ア グリーンな栽培体系の検討（※必須）

検討会の開催、グリーンな栽培体系の検証、栽培マニュアル・
産地戦略の策定

イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業 機械等の導入

検証に必要となるスマート農業機械等を導入し、環境負荷低減
及び省力化の効果を検証

また、「スマート農業技術に対応するための生産方式
変革」の検証を併せて行うことができる

ウ 消費者理解の醸成

検討する栽培体系により生産する農産物への理解醸成のための
セミナーの開催や産地での農業体験の実施 等

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート
「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

◎ **スマート農業技術に対応するための生産方式変革**とは？

スマート農業技術の効果を十分に発揮するため、生産方法を見直すための取組み

例) スマート農業技術に適した新品種の導入

機械による一斉収穫に対応した栽培体系の検討

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート
「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

【補助率】

定額（機械導入に係る経費のみ2分の1以内）

※上限 300万円

複数の取組、有機農業について検証する場合

上限 360万円

+スマート農業技術に対応するための生産方式変革に

取り組む場合は**上限100万円上乘せ**

+検証に必要なスマート農業機械等を導入（リースまたは

購入）する場合は**導入費1/2上乘せ**

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート
「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

【成果目標】

実証した内容に基づく 「栽培マニュアルの作成」 及び
「産地戦略の策定」

【申請の流れ】

- (1) (協議会等) ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター
- (2) 協議会等 ⇒ 農業農村支援センター

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート 「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

【申請書類】

- 調査様式2-2
- 事業実施計画書（別紙様式第3号）
 - 別紙様式第3号別添
- （※協議会の場合）協議会規約、会計規約等
- （※協議会の場合）協議会構成員名簿
- 導入する環境にやさしい農業・省力化技術の効果がわかる資料
- （※スマート農業機械等を導入する場合）別紙「導入計画書」
- （※スマート農業機械等を導入する場合）機器の能力、稼働期間、規模決定根拠などの詳細がわかる資料
- （※配分基準の⑧のiiiを選択する場合）輸出事業計画の作成年月及び輸出先の求める生産物に対応するための栽培体系を検討することが分かる資料
- その他経費の根拠資料（見積書、カタログ、単価が記載された会計規約等）
- 別紙様式第10号

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート
「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

【留意事項】

「グリーンな栽培体系」

= 「環境にやさしい栽培技術」と

「省力化に資する技術」を**組み合わせ**た栽培体系



両方の技術を取り入れた栽培体系の実証

に取組み、

両方の技術を含む「栽培マニュアル」を作成

する必要があります！

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート 「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

【留意事項】

- ◎ **栽培体系**の条件 (⇒**導入する技術以外**も含めた全体にかかる)
 - ・ 定植前準備～収穫後作業までの一連の流れの中で、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を両方取り入れる
 - ・ 化学農薬の使用量（リスク換算）が現在の栽培体系から増加しない
 - ・ 化学肥料の使用量、プラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系から増加しない
- ◎ 環境にやさしい栽培技術は、試験研究機関等において環境負荷低減の効果が認められているもの

(2) グリーンな栽培体系への転換サポート
「スマート農業技術に対応するための生産方式変革」の検証

推進交付等要綱
【別記4】

【留意事項】

◎ 「栽培体系の条件」は導入する技術以外も含めた**全体**にかかります！

×例) 元肥を化成肥料（被覆肥料ではない）から

有機質肥料に変更【化学肥料の使用量低減】

⇒元肥の肥料成分が減ってしまうので、追肥で「一発肥料（被覆肥料）」を増やして補おう！は**NGです！**

(3) 地域循環型エネルギーシステム構築

【支援内容】

ア 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

下部農地で営農を行いながら発電を行う営農型太陽光発電設備の設置下において収益性の確保が可能な作目の導入や栽培体系の確立に向けた検討、調査等の支援

イ 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用の促進に向けた実現可能性調査や実証等を支援

(3) 地域循環型エネルギーシステム構築

【事業実施主体】

ア 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

- (1) 市町村または県
- (2) 民間団体等
- (3) 協議会 ※赤字は必須構成員

(構成員：発電事業者、農業者、都道府県・市町村・農業委員会
又は地域の農業者の組織する団体、金融機関、地域住民 等)

イ 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

- (1) 地方公共団体
- (2) 民間団体等

(3) 地域循環型エネルギーシステム構築

【補助率】

ア 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

- ・ 推進会議の開催、課題解決に向けた調査等

定額 ※上限200万円

- ・ 発電設備の導入

2分の1以内 ※上限800万円

イ 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

定額

(3) 地域循環型エネルギーシステム構築

【成果目標】

ア 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域にとって最適な営農方法や電力供給について検討を実施し、1事例以上の設備導入又は地域モデルを整理

イ 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

未利用資源の木質バイオマス発電所等への導入に対する課題や対応策を1事例以上整理

※各事業計画書内の注釈等を参照ください

(3) 地域循環型エネルギーシステム構築

【申請の流れ】

(民間団体等) ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

【申請書類】

- 調査様式2-1
- 事業実施計画書（別紙様式第6号）
 - （営農型太陽光発電）別紙様式第6号別添第4-1及び（4）で定められている添付資料
 - （未利用資源）別紙様式第6号別添第4-2及び10で定められている添付書類
- 別紙様式第10号

(3) 地域循環型エネルギーシステム構築

【留意事項】 営農型太陽光発電のモデル的取組支援の要件

- ア 要綱に定める「推進会議」及び「課題解決に向けた調査等」を必ず実施すること
- イ 地域農業の特色や電力需要等を踏まえた発電設備の実証・導入又は地域モデルの構築までを確実に遂行できる計画となっていること
- ウ 事業実施主体及びその構成員は、営農型太陽光発電に関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていること
- エ 事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること。
(農地の一時転用許可は除く)
- オ 営農型太陽光発電を活用することにより、地域の課題解決につながること。
- カ モデルとして広く一般的に取り扱えるような計画であること。

(4) バイオマス地産地消の推進のうち
「バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証」

推進交付等要綱
【別記7】

【支援内容】

荒廃農地等を活用し、エネルギーや製品利用等を目的として栽培する作物（以下「資源作物」という。）のバイオ燃料等製造に向けた栽培実証のための取組を支援

ア 検討会の開催

イ 現地調査・実証

現地における資源作物の栽培実証

ウ 栽培体系の分析

ア及びイの結果を踏まえて地域の栽培体系モデルを分析・検証する。

エ 報告書作成

(4) バイオマス地産地消の推進のうち
「バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証」

推進交付等要綱
【別記7】

【事業実施主体】

(1) 地方公共団体 (2) 民間団体等

【補助率】 **定額** ※上限500万円

【成果目標】

事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定

※各事業計画書内の注釈等を参照ください

(4) バイオマス地産地消の推進のうち
「バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証」

推進交付等要綱
【別記7】

【申請の流れ】

(民間団体等) ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

【申請書類】

- 調査様式 1
- 事業実施計画書（別紙様式第7号）
 - 別紙様式第7号（5）
- 別紙様式第7号（5）で定められている添付書類
- 別紙様式第10号

【お問合せ先】

◎ **活用を希望される場合は、お近くの農業農村支援センターまでご相談ください！**

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○佐久農業農村支援センター | TEL : 0267-63-3147 |
| ○上田農業農村支援センター | TEL : 0268-25-7126 |
| ○諏訪農業農村支援センター | TEL : 0266-57-2913 |
| ○上伊那農業農村支援センター | TEL : 0265-76-6813 |
| ○南信州農業農村支援センター | TEL : 0265-53-0413 |
| ○木曾農業農村支援センター | TEL : 0264-25-2220 |
| ○松本農業農村支援センター | TEL : 0263-40-1916 |
| ○北アルプス農業農村支援センター | TEL : 0261-23-6511 |
| ○長野農業農村支援センター | TEL : 026-234-9514 |
| ○北信農業農村支援センター | TEL : 0269-23-0209 |